

第1章

再犯防止・入口支援
ハンドブックの発刊
に当たって

目次

1	はじめに.....	1
2	福岡県立ち直りサポートセンターの設置・運営	1
3	支援の実際と課題	3
4	このハンドブックをご覧いただいている方へ	4
	謝 辞	5

第1章 「再犯防止・入口支援ハンドブック」の発刊にあたって

1 はじめに

国は、平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、翌年12月に再犯防止推進計画を策定しました。その中では「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」を重点課題の一つに掲げるとともに、「高齢者又は障害のある者等への支援等」に関し、数多くの具体的施策が盛り込まれています。

こうした国の動きを受けて、福岡県では、平成31年3月に『犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会に復帰できるようにするとともに、このような取組みを通じて、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現』を基本理念とする「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。

また、令和元年度から、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）を受託し、起訴猶予者や執行猶予者等の再犯防止を支援する「入口支援」（以下「入口支援」という。）のノウハウの蓄積、マニュアル作成と、地域における再犯防止支援ネットワークの構築に取り組んできました。

令和元年9月には「福岡県立ち直りサポートセンター（以下「立ち直りサポートセンター」という）を設置し、これまで福岡地方検察庁等が行ってきた高齢者、障がいのある人、無資産・住所不定者、依存症者への入口支援に加え、薬物事犯、性犯罪加害者まで対象を拡大し、支援を行っているところです。

2 福岡県立ち直りサポートセンターの設置・運営

「立ち直りサポートセンター」の運営は、NPO法人「抱樸」に委託しています。「抱樸」は矯正施設等退所者の相談・支援（以下「出口支援」という。）機関である「福岡県地域生活定着支援センター」の運営も受託しています。また、「立ち直りサポートセンター」が作成する支援個別計画に対する専門的助言や対応マニュアルの作成を（公社）福岡県社会福祉士会に委託し、両団体が連携して事業を実施する体制を整備しました。

罪を犯した人の中には、安定した仕事や住居がない、また高齢や障がいで身寄りがない、頼るべき場所もないなどの課題を抱え、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする人が少なくありません。

このような人たちへの「出口支援」については、平成21年度から、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働して行っています。

これに対して「入口支援」は比較的新しい取組みであり、このような困難を抱える被疑者・被告人に対して、福岡地方検察庁においては、平成 29 年度から社会福祉アドバイザーを活用した社会復帰支援が行われています。また、福岡保護観察所においては、平成 30 年度から、福祉サービス等の利用が必要な人への対応に特化した業務を行う特別支援ユニットが設置され、関係機関等と連携して、福祉サービス等の調整、継続的な生活指導などの取組みが行われています。

しかし、こうした支援は、勾留期間（最大 20 日）又は更生緊急保護期間（最大 6 か月）に実施されることとなっており、その後の公的支援制度がなかったことから、「立ち直りサポートセンター」では、支援を必要とする被疑者等が安定した生活基盤を実現するまで「息の長い支援」を行うこととしています。

令和元年版「犯罪白書」によると、令和元年内に検察庁が新規受理した事件総数は 90 万 752 人であり、うち裁判確定は 24 万 5537 人となっています。またそのうち実刑確定者（入所受刑者）は 1 万 7464 人となっています。検察庁段階で受理した件数から見ると、72%以上が裁判確定までには至らず、また 98%以上が実刑にならずに地域社会へ戻っていることとなっています。また同白書では検挙人員中の再犯者率の推移が示されていますが、再犯者率は平成 9 年以降、一貫して上昇傾向となっており、令和元年には 48.8%となっています。

このような状況において、「入口支援」の体制強化は、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組みとして大変重要です（参考：矯正施設への再入所者率は 58.3%（R 元年））。

特に、刑事司法の手続き下における高齢者又は障がいのある人の中には、複雑な問題を抱え、福祉サービスの対象要件を満たしていてもそれにつながるものが困難となっている事例は多いと考えられるため、「出口支援」に加え、「入口支援」の重要性は高いといえます。

「立ち直りサポートセンター」における「入口支援」では、支援の対象者を（i）高齢者、（ii）障がいのある人、（iii）無資産等・住所不定者、（iv）依存症者、（v）「福岡県薬物再乱用対策推進事業」における回復プログラムを受けている者（vi）「福岡県性暴力根絶条例」に定める支援の対象者のうち、福祉的支援を要する者としています。

また、支援要請を受け付けるルートとして、（I）福岡地方検察庁、（II）福岡県弁護士会、（III）「福岡県薬物再乱用対策推進事業」相談支援コーディネーター、（IV）「福岡県性暴力加害者相談窓口」の 4 つのルートを設定し、ルート別に手続き、手法を確立することを目指しました。

3 支援の実際と課題

(Ⅰ) 地検ルート	(Ⅱ) 弁護士ルート	(Ⅲ) 薬物ルート	(Ⅳ) 性犯罪ルート	その他	計
19件	9件	2件	0件(相談のみ)	1件	31件

福岡県立ち直りサポートセンターの支援実績
(支援要請ルート別、令和2年12月末時点)

(i) 高齢	(ii) 障がい	(iii) 依存症	(iv) 無資産・ 住所不定	(v) 薬物	(vi) 性犯罪
8件	16件	8件	17件	5件	4件

福岡県立ち直りサポートセンターの支援実績(対象者の属性別)
※複合要因がある対象者がいるため、合計は支援件数(31件)より多くなる。

「立ち直りサポートセンター」では、令和元年9月から令和2年12月末までに31件のケースを支援していますが、この中では、福祉サービスの利用調整における制約、また連携先、受け入れ先が限られていること等による支援の困難さが見受けられます。

例えば、ネットカフェで生活している人や野宿者などのいわゆるホームレスといわれる人の中には、住所(住民登録)がないなど、福祉サービスを利用しようとしても申請要件である「住所地」要件を満たしていない事例も少なくありません。

また、福祉サービスを利用するためには、利用の要件を満たすことに加え、原則として、サービスを提供する施設・事業所等と利用契約を締結する必要がありますが、身寄りがなく、頼れる人も少ない場合や判断能力に支障がある場合などは、契約時の身元保証人や後見人に適当な人がいないといった問題があります。

このため、支援を必要とする人に適したサービスの利用調整を図ろうとしても、選択肢が限られ、利用が特定の地域、事業所等に偏りがちです。

支援対象者には、長きにわたり不適切な養育環境下で過ごしたことにより、他者との関係を築くことが難しく、支援を拒否する人、薬物やアルコール、性嗜好等の「依存傾向」にある人がいますが、そうした人の中には「支援を受けよう。」という気持ちになるまで時間がかかる人がいます。

また、既に福祉サービスを利用している場合、そのサービスが本人の特性にマッチしない、支援者との関係がうまくいかないなどの理由により、安定せず、犯罪に至る事例があります。このような場合は福祉サービスの「つなぎ直し」が必要になってきます。

これらの事例では、対象者が安定した生活基盤を実現するまで、長期間にわたって対象者に寄り添った歩行型の支援が必要です。支援にあたっては、信頼関係に基づく相談相手の存在、孤立を防ぐ見守りなどの環境の整備をはじめ、保健、医療、福祉サービスの適切かつ継続的

な連携が欠かせないことから、地域社会のあらゆる支援機関が長期的な関わりを持つ必要があります。

近年、社会福祉の分野において、地域における人間関係の希薄化や、個人や世帯が抱える生きづらさなどの問題が複雑化・多様化していることが指摘され、多機関連携、包括的な支援体制の構築等に取り組む「地域共生社会」の実現に向けた取組みが進められています。

罪を犯した人が生活再建の段階を経て地域社会の一員となり、再び罪を犯すことがない、つまり再犯に至ることを防ぐためには、これまで更生保護分野において取り組んできた機関や民間の支援者に加え、市町村や社会福祉施設・事業所等が、対象者とその家族を含めた世帯を「生きづらさ、困りごとを抱えた地域住民」として捉え、適切に支援していくことが重要です。そのためには、罪を犯した人への理解を深めるとともに、地域における多機関連携に向け、日頃から協力関係を構築していくことが不可欠です。

現在、法務省「地域再犯防止推進モデル事業」を契機に、本県を含む15の府県・市が入口支援に取り組んでおり、今後はこれらの自治体が相互にその取組みの成果を共有するとともに、未実施の自治体に対して積極的に情報を提供していくことが求められると考えます。

4 このハンドブックをご覧いただいている方へ

「再犯防止・入口支援ハンドブック～福岡県立ち直りサポートセンター実践事例集」は、「福岡県版入口支援」のあり方、方策を検討したものを取りまとめたものですが、あわせて福祉サービスの提供主体である市町村や直接的に福祉サービスを提供する事業所等に所属する関係者の方のための刑事司法手続きにおける対象者支援に係る理解の促進、啓発的な目的をもって作成致しました。

手に取っていただいた方にとって、今後の支援の一助になること、並びに多機関連携の円滑な実施に資することを祈念いたします。

謝 辞

「再犯防止・入口支援ハンドブック～福岡県立ち直りサポートセンター実践事例集」は、福岡県が福岡県社会福祉士会に委託し、同会が事務局となって令和元年9月以降ケース会議やハンドブック作成のためのワーキンググループを重ね、作成したものです。

ケース会議は、各ケースの支援方針や課題解決に向けた方向性の検証などを目的として設置し、入口支援の経験が豊富な福岡県社会福祉士会の会員に委員として御就任いただくとともに、オブザーバーとして、福岡地方検察庁、福岡保護観察所、福岡少年鑑別所（法務少年支援センターふくおか）、福岡県弁護士会にご参加いただきました。

このメンバーでケース会議を開催することで、質の高い検証ができたことに加え、定期的に議論のテーブルに就き、日頃の支援業務について問題意識を共有したり、有益な情報を共有したりするプラットフォームができたことが大きな副産物となりました。

また、ハンドブックの内容については、福岡県内で再犯防止の最前線で活躍されている有識者により構成する「福岡県再犯防止推進会議有識者会議」において御審議をいただき、多くの貴重な御助言、励ましをいただきました。

御指導、御協力いただきました皆様に、この場をお借りして、心から御礼を申し上げます。



ケース会議の様子



福岡県再犯防止推進会議有識者会議の様子